

3. 標準賞与額

標準賞与額とは、実際の税引き前の賞与の額から 1 千円未満の端数を切り捨てたもので、支給 1 回（同じ月に 2 回以上支給されたときは合算）につき、150 万円が上限となります。

（150 万円を超えるときは 150 万円とされます。）

(1) 賞与

厚生年金保険で標準賞与額の対象となる賞与は、賃金、給料、俸給、賞与等の名称を問わず、労働者が労働の対償として受けるもののうち年 3 回以下の回数で支給されるものです。

自社製品等の現物で支給されるものも含まれます。

(2) 賞与の例

厚生年金保険で標準賞与額の対象となる賞与は、賞与（役員賞与を含む）、ボーナス、期末手当、年末手当、夏（冬）季手当、越年手当、勤勉手当、繁忙手当、もち代、年末一時金等、年 3 回以下の回数で支給されるもの、及びその他定期的でなくても一時的に支給されるものを指します。

なお、年 4 回以上支給される賞与については、標準報酬月額の対象となる報酬とされ、標準賞与額の対象となる賞与とはされません。